

しわ寄せ防止へ監視体制強化

公取措置請求の積極活用も

低価格 受注問題 年度末に報告書

国交省・検討会

国土交通省は、12日に開催した低価格受注問題検討会の初会合で、下請支払状況等実態調査や立入検査の実効性向上、下請けへのしわ寄せを抑制するための施策検討に着手した。

下請支払状況等実態調査については調査手法の追加改善だけでなく、知事許可業者に対する調査頻度を高め、不当なしわ寄せに対する監視体制を強化する。また、建設業法違反(19条の3)に相当する低価格受注が

発生した場合に適用できる公正取引委員会への措置請求を積極的に活用していく姿勢も示している。

現行の下請支払状況等実態調査は、元下請負契約での代金支払時期の遅延や支払い方法(手形、現金)の把握が主な目的。このため、低価格受注によるしわ寄せの実態や発

生要因を把握することに特化した調査内容・手法は設定されていない。

しわ寄せ問題に対応できる調査手法の確立に向けた具体的論点は、▽現行調査項目の再確認、「法令順守ガイドライン」との整合性▽しわ寄せ防止の観点による調査項目の追加・詳細化▽下請業者への先行調査実施、回答した業者への元請業者の報復措置などに

対するリスク解消方法――の3点があげられている。

さらに、知事許可業者に対する調査頻度を高めることも導入を検討する。現行では「10数年に1回しか調査されない業者もあり、2、3年に1回程度に増やしたい」(総合政策局建設業課)意向だ。

下請けへのしわ寄せ防止を図るため、立入調査の実効性向上も検討課題に据えている。論点は、▽検査対象業者選定に用いる指標の優先順位付け▽不適正な元下請関係を把握するための情報、書類の入手方法と情報分析手法――の2点。

しわ寄せにメスを入れるための実態把握、情報入手は、これまでの下請支払状況等実態調査で最も多く苦情が報告されている追加・変更工事の契約時のトラブルにメスを入れることなどが当面の狙いだ。

国交省は今年度から各整備局に建設業法令順守推進本部を設置、法令違反情報の通報窓口として「駆け込みホットライン」も設置している。しかし、元請側に対する下請側の

取引依存や「請け負け」の問題があり、しわ寄せ防止につながる有力な情報が集まりにくい現状にある。

決め手を欠くしわ寄せ問題を打開するため、力関係で優位に立つ元請が不当に低い請負代金を下請けに負担させる建設業

法違反ケースに対し、公正取引委員会への措置請求を積極的に活用する方

針。調査手法の強化充実は、現状では難しい業法違反ケースを立証することにもつながる。業法違反に対する措置請求は第42条で規定されているがこれまでに適用ケースはない。

来々2月の第2回会合では、元請下請30業者へのヒアリング調査報告を予定。年度末に報告書をまとめる。